

事業所ごみの手引き



鳥 取 市

事業所ごみの手引き

目次

はじめに～持続可能な循環型社会の実現に向けて～	1
1 事業所ごみの取り扱いについて	2
(1) 廃棄物の分類	2
(2) 事業所ごみの取り扱い	4
(3) ごみの減量化・再資源化のための具体的行動	6
2 廃棄物の焼却と不法投棄の防止について	8
(1) 廃棄物の焼却の禁止	8
(2) 廃棄物焼却炉の許可及び届出等	8
(3) 不法投棄の防止	9

事業所ごみに関する問い合わせ先

【鳥取市市民生活部環境局】

生活環境課・環境保全課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地（本庁舎2階）

【生活環境課】

◆事業系一般廃棄物に関することなど…

管理係 TEL (0857) 30-8084

【環境保全課】

◆産業廃棄物に関することなど…

指導係 TEL (0857) 30-8092

◆廃棄物焼却炉の設置許可に関することなど…

審査係 TEL (0857) 30-8093

はじめに ～持続可能な循環型社会の実現に向けて～

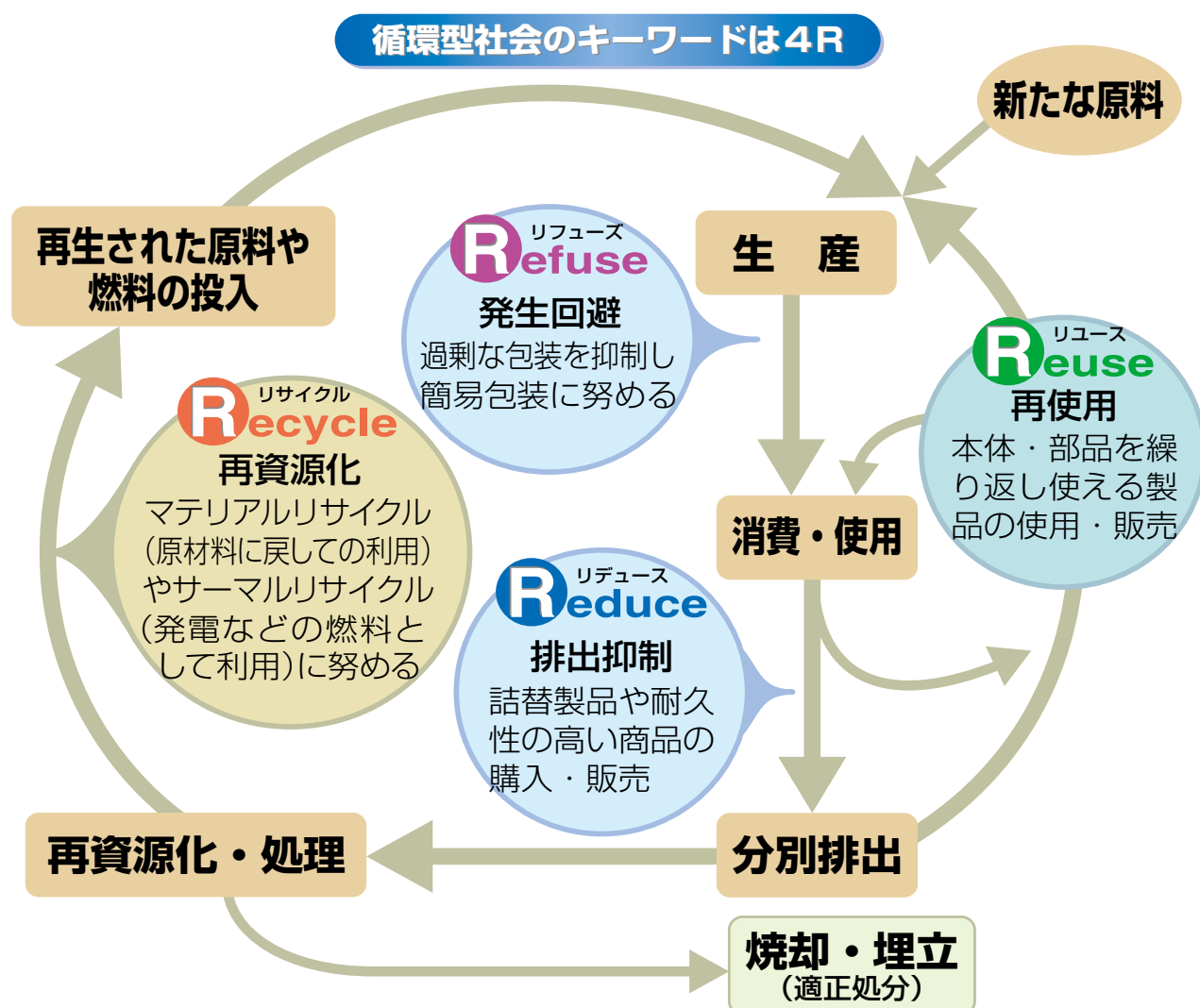
さまざまな技術が向上し、大量生産・大量消費の経済システムの中で人々の生活が便利で豊かになる一方で、大量廃棄という問題が浮き彫りとなっています。

私たちには、これまでの経済社会システムやライフスタイルを転換し、資源の循環を基調とした持続可能な循環型社会への変革が求められています。

本市では、次の①～④に取り組んでいくこととしています。

- ① 廃棄物を発生させない（リフューズ）、または排出を抑制（リデュース）する。
- ② どうしても消費・使用しないといけないものは、再生可能な資源が使われているものを選ぶ。
- ③ 廃棄物を資源ととらえ、再使用（リユース）、または再資源化（リサイクル）する。
- ④ 適正な処分方法を確認する。

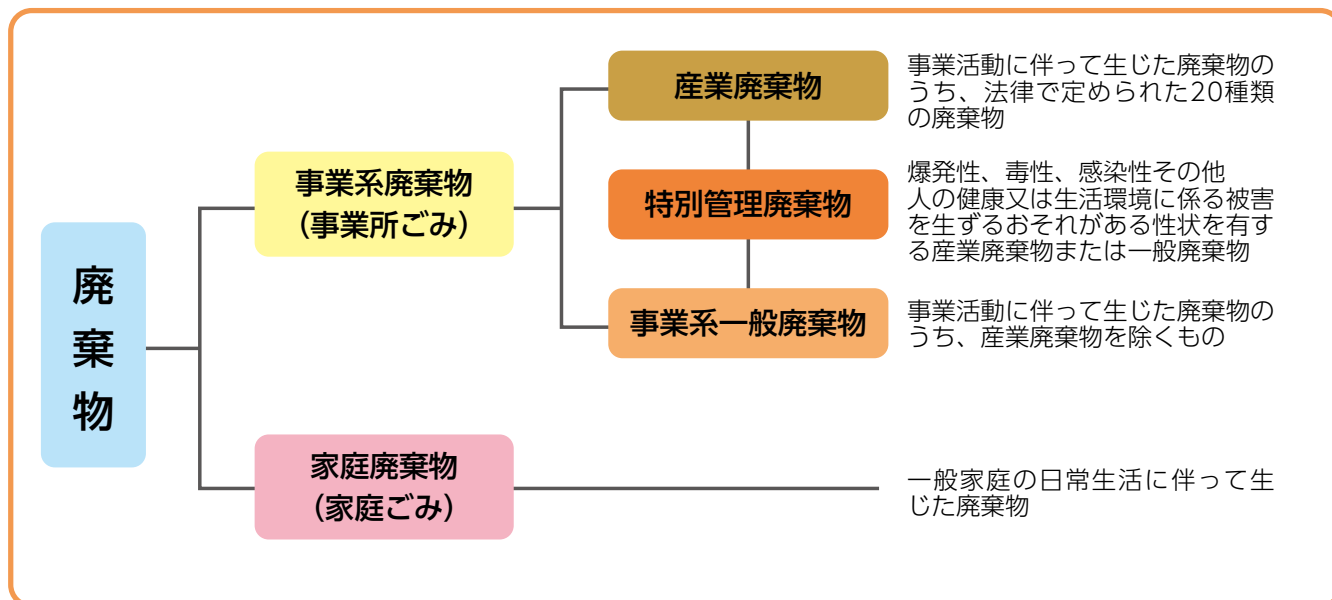
限りある資源を活用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく循環型社会の実現に向けて、着実に取り組みを進めていきましょう。



1 事業所ごみの取り扱いについて

(1) 廃棄物の分類

事業所ごみは、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。



〈産業廃棄物の種類〉

	種 類	対 象	具 体 例
①	燃え殻	全 業 種	焼却灰、石炭がらなど
②	污泥	全 業 種	排水処理後に生ずる污泥など
③	廃油	全 業 種	鉱物性油、植物性油などの廃油
④	廃酸	全 業 種	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液
⑤	廃アルカリ	全 業 種	廃ソーダ液などのアルカリ性の廃液
⑥	廃プラスチック類	全 業 種	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
⑦	紙くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） 出版業（印刷出版を行うもの） 製本業、印刷物加工業
		全 業 種	P C B が塗布され、又は染み込んだもの
⑧	木くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む） パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業
		全 業 種	貨物の流通のために使用した木製パレット P C B が染み込んだもの
⑨	繊維くず	特定業種	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係る天然繊維くず
		全 業 種	P C B が染み込んだもの

	種 類	対 象	具 体 例	
⑩	動植物性残渣	特定業種	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
⑪	動物系固形不要物	特定業種	と畜場においてとさつ又は解体した獣畜 食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥	
⑫	ゴムくず	全 業 種	天然ゴムくず	
⑬	金属くず	全 業 種	鉄くず、非鉄金属くずなど	
⑭	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	全 業 種	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど 「コンクリートくず」にあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く	
⑮	鋳さい	全 業 種	製鉄所の炉の残さいなど	
⑯	がれき類	特定行為	工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリート破片など	
⑰	動物のふん尿	特定業種	畜産農業から生ずるもの	
⑱	動物の死体	特定業種	畜産農業から生ずるもの	
⑲	ばいじん	ばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設から発生するもので、集じん施設で集められたもの		
⑳	その他廃棄物	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの 輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）		

〈特別管理廃棄物の種類〉

（一廃…特別管理一般廃棄物、産廃…特別管理産業廃棄物）

	種 類	区 分	具 体 例
①	ばいじん	一 廃	ごみ処理施設の集じん施設から生じたばいじん
②	感染性廃棄物	一 廃 産 廃	医療関係機関等から排出される廃棄物で、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
③	ばいじん、燃え殻、汚泥	一 廃	廃棄物焼却炉である特定施設から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含むもの
④	廃油	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（揮発油類、灯油、軽油類）
⑤	廃酸	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（pH2.0以下のもの）
⑥	廃アルカリ	産 廃	全ての事業活動から生じる廃棄物（pH12.5以上のもの）
⑦	特定有害産業廃棄物	産 廃	ア 廃PCB等、PCB汚染物及び処理物 イ 廃水銀等（特定施設から生じたもの並びに水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀） ウ 鋳さい（特定有害物質を一定濃度を超えて含むもの） エ 廃石綿等 オ 特定施設から生じた燃え殻（特定有害物質を一定濃度を超えて含むもの） カ 特定施設から生じたばいじん（特定有害物質を一定濃度を超えて含むもの） キ 特定施設から生じた廃油（特定有害物質を一定濃度を超えて含むもの） ク 特定施設から生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ（特定有害物質を一定濃度を超えて含むもの）
⑧	PCB使用部品	一 廃	廃エアコン、廃テレビ又は廃電子レンジ（国内における日常生活に伴つて生じたものに限り）に含まれるPCBを使用する部品

	種 類	区 分	具 体 例
⑨	廃水銀	一 廃	水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀（一般家庭から排出される水銀使用製品及びその破損によって漏れた廃水銀は該当しません）

（２）事業所ごみの取り扱い

事業者とは、業種の種類や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、事業を営む者をいいます。会社、店舗（個人商店を含む）、工場、旅館、ホテル、飲食店、農業、漁業、病院、学校、寺社、社会福祉施設、公共施設、各種団体など事業を営む者すべてが事業者となります。また、事業者から排出された廃棄物は、質・量を問わず「事業系廃棄物（事業所ごみ）」となります。

〈業種別のごみの区分〉

（産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物）

主 な 業 種	主 な 廃 棄 物	区 分	備 考
一般的な事務所、団体	紙ごみ、従業員の出す可燃ごみ	一 廃	新聞、雑誌、ダンボールは再資源化へ
	ＯＡ機器	産 廃	
飲食店、卸業、小売店、ホテル、旅館業	生ごみ	一 廃	生ごみは再資源化へ
	食用油、包装用ビニール、業務用機器	産 廃	
農業	農薬、ハウス用ビニール・パイプ、ビニールマルチ、あぜシート	産 廃	
水産加工業	魚のあら、発泡スチロール	産 廃	
運送業、運輸業	客の出すごみ	一 廃	
	廃油、廃タイヤ、バッテリー	産 廃	
建設業、解体業	障子、ふすま、壁紙、ガラス、瓦、コンクリート、鉄筋コンクリート、木材、アスファルト（特定建設資材）	産 廃	特定建設資材は再資源化へ
塗装業	ビニール、塗料缶	産 廃	
縫製業	糸くず（天然繊維くず）	一 廃	
	合成繊維くず、業務用ミシン	産 廃	
印刷業、出版業	印刷くず、印刷インク	産 廃	
ガソリンスタンド	廃油、廃タイヤ、廃バッテリー	産 廃	
遊技業	パチンコ台、スロットマシン、テレビゲーム機	産 廃	
理容院、美容院	毛髪（人毛）	一 廃	
	理美容器具、業務用医薬品及びその容器	産 廃	
病院、医療機関	注射針、注射器などの医療機器、ベッド	産 廃	
すべての業種	貨物の流通のために使用した木製パレット	産 廃	

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、処理責任を有しています。これは、自ら処理する場合だけでなく、処理業者に委託する場合も同様です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規定

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、減量化に努めなければならない。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合、適正に処理しやすい製品、容器等の開発を行うとともに、処理の方法について、情報を提供しなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」による規定

- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物を減量しなければならない。
- 事業者は物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。
- 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、一般廃棄物の減量、適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

産業廃棄物の処理

事業者が産業廃棄物の処理を行う方法は次のとおりです。

- ① 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理する。(自家処理)
- ② 産業廃棄物処理基準に従って、事業者自らがその産業廃棄物を処理施設に搬入する。
- ③ 産業廃棄物処理業許可業者に、その産業廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。

②及び③の場合、処理を委託する際に、**書面による処理委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。**

また、産業廃棄物処理業者へ産業廃棄物の処理を委託している排出事業者は、毎年6月30日までに鳥取市へマニフェストの交付状況の報告が必要です。

〔その年の3月31日以前の一年間にマニフェストの交付を行った事業者が対象です。(電子マニフェスト交付分については報告不要)〕

※マニフェスト見本図は「公益社団法人 全国産業資源循環連合会」ホームページより転載

マニフェスト見本

一般廃棄物の処理

事業者が一般廃棄物の処理を行う方法は次のとおりです。

- ① 一般廃棄物処理基準に従って、事業者自らが処理施設を建設し、処理する。(自家処理)
 - ② 事業者自らがその一般廃棄物を処理施設に搬入する。
 - ③ 一般廃棄物処理業許可業者に、その一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する。
- ※ 処理施設、許可業者は別紙「一般廃棄物の処理先一覧」を参照してください。

！ 注意

- 事業系一般廃棄物も、条例によりごみの種類ごとに分別・減量化するよう義務付けられています。
- 廃棄物の処理を他人に委託する場合、**無許可で一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者のみならず、無許可業者等に一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を委託した者**についても、『**5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**』と、法律に罰則規定が設けられていますので十分ご注意ください。
- 廃棄物処理業の許可を持っていない仲介業者にごみ処理を委託したため、不適正に処理される事例が発生しています。ごみの排出事業者は、ごみが適正に処理されているか最後まで責任を持つこととされています。ごみ処理を委託する場合は、廃棄物処理業許可業者と直接契約し、適正処理に努めてください。

(3) ごみの減量化・再資源化のための具体的行動

ごみの減量化に取り組むことにより、環境に配慮する企業としてイメージアップや企業価値の向上が期待されます。また、経費の削減にもつながります。

○紙ごみの削減と分別による再資源化の推進

ごみ焼却場に搬入される事業系一般廃棄物の中には、リサイクルが可能なものが多く含まれています。紙類(古紙など)のリサイクルを推進しましょう。

- ・事業所のペーパーレス化を推進するとともに、書類や報告書等の両面印刷を推進し、紙の使用量を削減しましょう。
- ・使用済み用紙の裏面を有効活用しましょう。
- ・再資源化の推進のため、排出された紙類・古紙類は、種類ごと(上図参照)に分別し、一般廃棄物収集運搬業許可業者や、古紙回収業者に収集を依頼しましょう。
- ・シュレッダーによる処理は、再生可能な紙類として取扱いができません。シュレッダーごみを可燃ごみとして処理するのではなく、機密文書等のリサイクルを行う業者(別紙「一般廃棄物の処理先一覧」参照)に持ち込むなど、可燃ごみの減量と再資源化に取り組みましょう。



○食品ロスの削減と食品リサイクルの推進

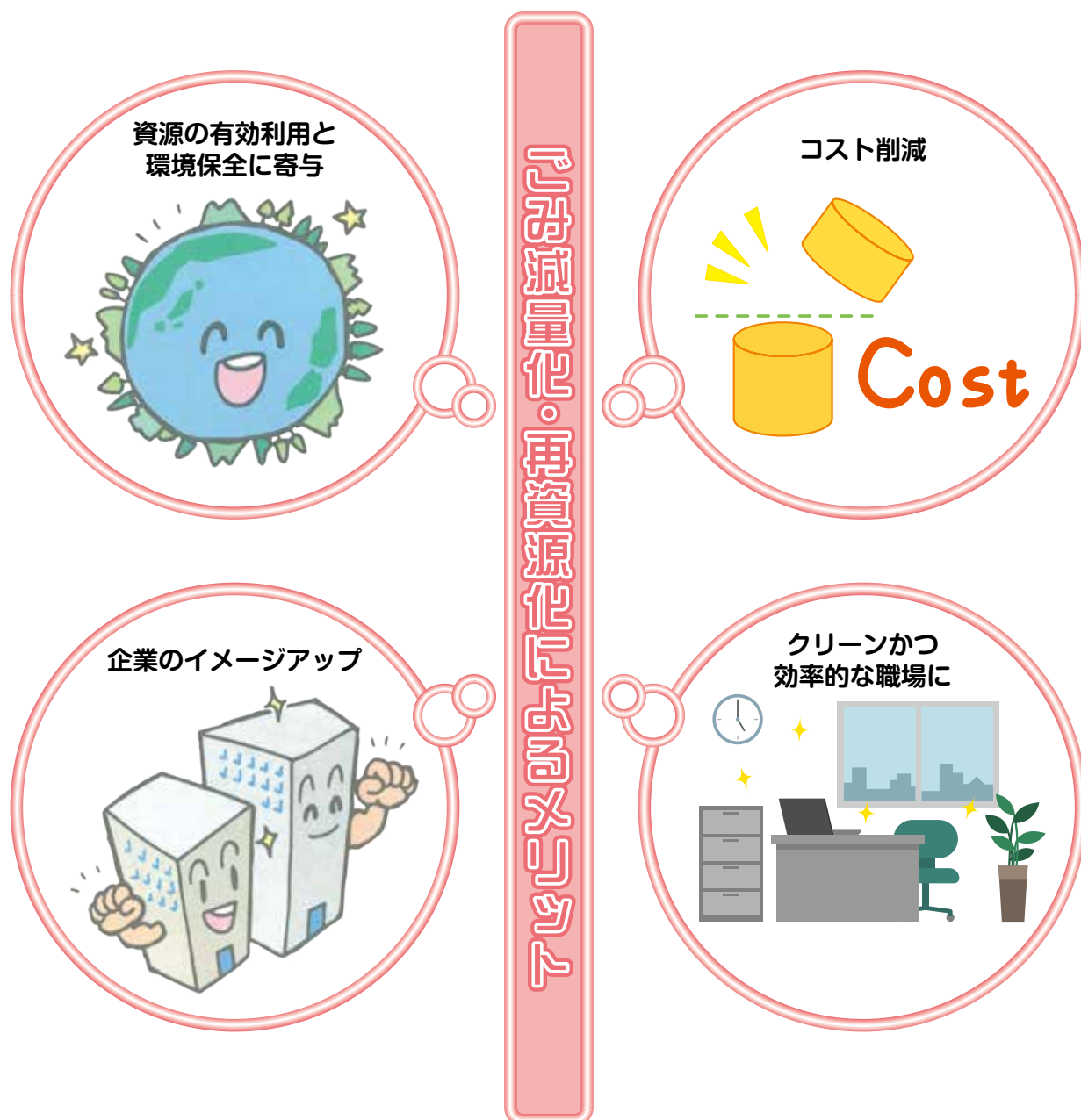
食品廃棄物は、まず発生を抑制することが第一です。仕入れや製造・加工、販売方法の工夫などで食品ロスの削減に努めましょう。

第二段として、発生してしまった廃棄物は再生利用しなければなりません。自社で食品廃棄物の飼料化や堆肥化に取り組むことや、食品リサイクルを行っている業者に処分を委託することで、廃棄処分の減量に努めましょう。

○環境に配慮した企業活動や商品開発

企業活動に伴って生じる環境負荷（廃棄物や二酸化炭素の排出など）をできるだけ少なくしましょう。

生産する商品等については、リユースやリサイクルしやすい、環境に配慮した商品開発を行いましょう。



2 廃棄物の焼却と不法投棄の防止について

(1) 廃棄物の焼却の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）により、廃棄物の焼却（野焼き等）は、以下の場合を除き禁止されています。

- 1 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って行う場合（国の定めた構造基準(※)に適合した焼却炉で、焼却基準に従った焼却）
 - 2 他法令等に基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして次のいずれかに該当する廃棄物の焼却
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- なお、廃棄物処理法に違反して廃棄物を焼却すると罰せられます。

(※参考) 国の定めた構造基準について

家庭用の小型焼却炉であっても、廃棄物処理法で定める下記の①～⑥の基準を満たしていないものについては使用できません。製造業者に確認の上使用してください。

なお、使用の際は近隣住民への配慮が必要です。近隣住民等の生活環境上に支障を与える場合は、改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導の対象となります。

- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内部と外気とが接することがない構造であること。
- ② 燃焼室で発生するガスが800℃以上の温度となるように廃棄物を焼却できる燃焼室であること。
- ③ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ④ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室へ投入できること。
- ⑤ 燃焼室の燃焼ガス温度を測定する装置が設けられていること。
- ⑥ 燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設けられていること。

(2) 廃棄物焼却炉の許可及び届出等

火床面積が0.5平方メートルまたは、焼却能力が1時間あたり50キログラム以上のものは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鳥取市への届出、年1回以上の検査が必要になります。

また、焼却施設で、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上、又は火格子面積が2平方メートル以上のものは、廃棄物処理法に基づき、鳥取市の許可が必要です。

なお、特定小型焼却施設〔廃棄物焼却炉であって1時間当たりの処理能力が50キログラム以上、又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの（事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。）〕、鳥取市の許可が必要となる廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理業者が業として処理を行うための施設などを設置する場合は、鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づき、事業計画の広告、縦覧、説明会の開催等の事前手続が必要です。

(3) 不法投棄の防止

不法投棄とは、ごみを定められたルールに従って適正に処分せず、処分場以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。廃棄物を不法投棄したときは、法律により罰せられます。

■不法投棄などに係る罰則■

〈個人の場合〉

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科

〈法人などの場合〉

- ① 行為者：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれの併科
- ② 法人：3億円以下の罰金

なお、未遂の罪についても同様に罰せられます。

事業所ごみの手引き
令和6年3月発行